

平成 25 年度 第 2 回 茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

日時及び場所	平成 26 年 2 月 17 日 (月) 茨城労働局 2 階会議室
委員 (敬称略)	委員長 木島 千華夫 弁護士 委員 文堂 弘之 大学教授 博士 (経営学) 委員 石川 知子 公認会計士・税理士
審議対象期間	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の間の契約締結分
審議対象件数	8 件
審議件数	8 件
委員からの意見・質問に対する回答等	下記のとおり

【審議案件 1】 筑西公共職業安定所プレハブ庁舎設置工事 (一般競争入札)	
意見・質問	回答
既にレンタルしていた建屋がありますが、それを無くして新たに建てるということですか。	はい。
辞退した業者は、現在ある基礎を使えるかはっきりしていない状態にあったと思われませんが、これは公告を見れば調べられる情報でしょうか。	基礎については、特にこちらで指定しているわけではなく、業者がどのメーカー製のプレハブを使うかで基礎を残すか否かが決まります。基礎から作ることになればその分、工期が長くなり、工期に間に合うか不安ということで辞退となりました。
コストや時間の面で予測が難しい、不安定要素が含まれる案件に思われます。業者が手間のかかる案件だと考え、参入が減ってしまう可能性もあります。入札公告においては、参入する業者の観点に立ち、困難な点についてできるだけ情報提供をしたほうがよいと考えます。	検討して参ります。
基本的には新設を前提としており、現在ある基礎が使えるかは入札後に分かることであり、その結果、費用を安くあげられるかということですね。	はい。
現在ある基礎が使える場合、落札者に利得を与えることにはならないのですか。	入札については、あくまで基礎からの建築としておりますので、現在ある基礎が使える場合は、工事終了後に変更契約により精算することになります。

使用していた建物をそのまま買い取ることも可能だったと思いますが、あえて撤去し、新たに建てることになったのはなぜでしょうか。	プレハブの耐用年数は10~20年程度で、現在のプレハブは平成15年に製造されたものです。その間、何回か建て直しや解体がされており、耐久性や安全性を確保するため、新規に建築することとしました。
本事案は適正とします。	

【審議案件2】 官用車購入（一般競争入札）	
意見・質問	回答
一般競争入札という手続きが、逆に1者との随意契約的な効果を与えているように見えますが、応札が1者しかない場合に、随意契約として見積もり合わせをすることはできないのでしょうか。 1者しか応札できなかった原因は、2週間という入札期間が短いことにあります。入札公告を見た業者が、資格を取得し、入札に参入できる仕組み、端的に言えば入札期間を長くすることを考えてみてもよいと思います。	予定価格が100万円以上となると一般競争入札を行うことになっております。また、物損事故で官用車が使用できなくなり、業務に支障が出るなど緊急性が高く、このような形になりました。 検討して参ります。
本事案は適正とします。	

【審議案件3】 平成25年度雇用保険関係各種しおり印刷（一般競争入札）	
意見・質問	回答
年2回しおりの契約がありますが種類が違うのですか。 ページ数、4色刷りということで印刷の条件は同じと思われるのですが、見積と予定単価が今回と2回目とで違いがあるのはなぜですか。 冊数によって単価が変わるということですか。 各業者の半分ほどが、予定価格を下回っています。算出方法について、昨年までの価格に、諸経費を加	種類が若干違い、中身も違います。毎年8月に基本手当日額の改定等があり訂正の必要があるため、例年2回に分けて入札を行っています。 基本となる金額の算出方法については、今回と2回目とでも、同じ積算資料に基づいていますが、印刷部数が異なります。 昨年10月より用紙類の値上げがあり、その点も考慮し、2回目については高めに考えております。 結果をみると、来年度以降は予定価格を下げることもできると思います。

<p>えたものの8掛けとなっているようですが、今回についてはもう低くできたように思いますがどうでしょう。また、諸経費とはどのようになっているのですか。</p> <p>請負等の事案において、人が不足し、価格が上がり、応札、入札ができない状況があると聞きますが、印刷においては入札の金額が下がっているように見えます。賃金や単価が上がっていることの影響はありますか。</p>	<p>印刷の諸経費については、一般管理費、経費、利潤等を含めたものになります。</p> <p>賃金を理由に価格が上がったという事例は物品の調達においては聞いておりません。</p> <p>建築関係においては、資材や人件費の面で不安がありますが、販売においては、影響は出ていないようです。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件4】 デジタル複写機購入・交換及び保守契約（一般競争入札）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>1者が無効となっていますがどういった理由ですか。</p> <p>特定メーカーの機種を継続して使用し続けているようですが、回線や設定等の問題で、他者が入り込めないような状況なのではないですか。</p> <p>仕様書の使用見込枚数は、いつのものですか。</p> <p>耐用年数の間に使用する枚数の情報は納入業者が握っており、情報による格差があります。応札が2者のみのうえ、金額に大きな差があるようです。業者が欲しい情報を開示することで、参加者も増えると思われるので、公開を行っていく必要があると思います。</p> <p>両方必要だと思います。例えば、月ごとであれば使用枚数が多い月、少ない月がわかると思います。基本的には納入業者が持っている情報を細かいところまで出さないと、業者も計算ができないと思います。</p>	<p>入札書の金額と添付の内訳書のコピー金額が一致していませんでした。入札規則に基づき無効となりました。</p> <p>回線や設定等の問題はありません。以前は2者が半々程度という状況でした。</p> <p>契約期間である平成25年度の11月から3月までの使用見込であり、前年度の枚数になります。</p> <p>月平均見込枚数を直近の過去と比較して出しておりますが、それを5年間などの期間で出すべきということでしょうか。</p> <p>情報開示については、今一度勉強させていただきます。</p>

本体とチャージ料をセットにすることで価格を下げる目的があると思いますが、結果として単価は下げることができたのですか。	下がっています。
名前が出た以外の業者の参入がないのは、情報の問題とも考えられますので、ご検討をお願いします。	検討して参ります。
本事案は適正とします。	

【審議案件 5】 平成 25 年度後期分事務用消耗品購入に係る単価契約（文具関係）（一般競争入札）	
意見・質問	回答
同じ業者との契約が継続していますが、この業者の価格が低いのはなぜなのでしょう。	この業者は自分の市場を広く持っているらしく、そのメリットを活かしていると聞きました。全品目を揃えられる業者も少ないと思われ、3者応札となっておりますが、落札率は低下してきています。
業者には全て声掛けを行っているのですか。	声掛けはしておりますが、参加がない状況です。
本事案は適正とします。	

【審議案件 6】 平成 25 年度後期分事務用消耗品購入に係る単価契約（用紙関係）（一般競争入札）	
意見・質問	回答
今回もかなりの業者に声かけを行った結果ということですか。	はい。業者に声かけを行いました。断られてしまいました。
紙の価格が 1 割上昇したことについて、今回は価格に反映されていないようですが、今後はそれを含めて予定価格を積算することになるのですか。	そう考えております。
本事案は適正とします。	

【審議案件 7】 平成 25 年度後期分事務用消耗品購入に係る単価契約（トナー関係）（不落随契）	
意見・質問	回答
円安の影響等により、価格が上がっているのでしょうか。それとも特定メーカーの割合が減ったためなのでしょうか。	メーカーの代理店となっているとそのトナーが安く仕入れられるため、そのメーカーの割合が高ければそれだけ他社の製品を安くしてもカバーができるの

<p>本体はこのメーカーの占める割合が上がっていると聞きましたが、トナーに関しては割合を減らしたということですか。</p>	<p>かと思われます。この業者が代理店となっているメーカーの割合が減っているため、入札では予定価格に達しませんでした。</p> <p>本件は保守契約を結んでいないプリンター等のトナー購入に係る単価契約で、このメーカーの割合が減っています。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件8】 平成25年度雇用保険関係各種しおり印刷（第2回）（一般競争入札）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>1者はなぜ不参加となっているのでしょうか。</p> <p>委任状の必要性について周知はされているのですか。</p> <p>落札率が低くなっていますが、こういった理由があるのですか。</p> <p>最低落札価格が設定されていませんが、品質が保証できる金額を設定する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>提出書類である委任状の不備があったためです。</p> <p>入札規則に記載するなど周知しております。</p> <p>過去の落札率を元に予定価格を出していますが、部数が少ないためやや高く設定した面はあります。また、前回落札できなかった業者が契約をとるため価格を下げたことも考えられます。</p> <p>予定価格1000万円以上の契約については、落札率60%未満のものについて適正かどうかの調査（低入札価格調査）を行うことになっております。（※最低制限価格制度は地方自治法の規定）</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	